平成２８年（フ）第８３５号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸206番地17、旧住所神奈川県相模原市南区相武台１丁目11番21号　シャーメゾンエム・オー102号室
債務者　安西　直美
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８５１号
埼玉県上尾市本町６丁目５番２号　昌栄ビル202
債務者　澤口　　功
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
埼玉県ふじみ野市元福岡２丁目16番25号
債務者　神木　　香
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７９号
埼玉県羽生市南８丁目13番地７　シティパレス６―201
債務者　佐藤　英敏
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１４号
新潟県魚沼市三渕沢79番地
債務者　小岩　勝彦
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
新潟県長岡市中島６丁目９番22―101号　タウンハウス中島101号室
債務者　関　ケイ子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
岐阜県多治見市滝呂町12丁目148番地の1349
債務者　梅田みゆき（旧姓竹下・安藤）
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１０８３号
愛知県常滑市原松町５丁目88番地　医療法人瀧田医院　たきたやわらぎ邸、住民票上の住所愛知県常滑市鯉江本町６丁目66番地
債務者　渡邉　寛治
法定代理人成年後見人　内山　久子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２９号
岡山県倉敷市水島南幸町５番６―1004号
債務者　西田　浩美
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
高知県南国市片山1232番地２
債務者　島内　由香
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３６号
高知市高須東町18番11号　コーポ中村301
債務者　中西　和美
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４３号
高知市神田2615番地６　メゾン・ラピュタＢ103号
債務者　三谷　美智
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４６号
高知市潮見台１丁目909番地
債務者　片田　千明
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５２号
高知市長浜4277番地17　松本和男方
債務者　松田美佐男
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７０４号
札幌市東区北28条東19丁目６番７号　ラフォーレ47―401号
債務者　萬屋　智絵
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１１４号
札幌市豊平区豊平４条３丁目３番10―908号
債務者　山中　旬一
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１２３号
北海道石狩市花川北３条３丁目４番地　花川中央団地５―102
債務者　三上　和枝
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部